

第 6 議題「公正なグローバル化のための社会正義に関する ILO 宣言（2008 年）の影響評価」

第 6 議題は、2008 年に採択された公正なグローバル化のための社会正義に関する ILO 宣言（以下単に「ILO 宣言」という。）の影響、特にその実施のためにとられた措置の効果の評価に関するものである。なお、ILO 宣言は、グローバル化による労働への影響に関する懸念が生じ、そこで起こる問題に対して協調して対処するための国際機関の必要性が認識される中で採択されたものである。そして ILO 宣言は、ディーセントワーク及び雇用を経済社会政策の中心に置き、その実現のために 4 つの戦略目標（雇用の促進、社会的保護、三者構成と社会対話、職場における基本的原則及び権利の保護）を設定し、戦略目標実現のための ILO とその加盟国の責務を記述している。

本報告書は、まず第 1 章（国際状況の変化）において、ILO 宣言の評価に際して考慮されるべき変化しつつある世界の経済的、社会的背景を概観している。まず 2008 年後半に現れた財政的経済的危機が、世界経済の成長速度を鈍化させ、雇用情勢を悪化させたことが指摘される。また、特にアフリカなどでの急激な人口増加、情報技術やロボット工学技術、人工知能などの技術革新の影響、インターネット技術の進展に伴う新しい雇用形態の出現、グローバル・サプライチェーンの拡大などによる労働市場への影響がみられる。そして、依然として取り組むべき課題が多く残されている一方で、貧困、ジェンダー格差、子供、健康問題の改善などのミレニアム開発目標（MDGs）がある程度達成されるなど、課題への取り組みの一定の進展も見られる。

第 2 章（加盟国の活動）では、ILO 宣言との関係で、加盟国によって個別に、または他の加盟国と協調して採られた措置について、アンケートへの各加盟国の回答などを基にして分析している。加盟国は、開発協力、貿易、移民などの分野で他国と協調するだけではなく、それぞれ個別に、国際労働基準の批准、立法、政策や計画、調査や統計などの様々な活動を行っている。また、加盟国からの回答は、いくつかの分野で ILO の加盟国に対する支援を強化する必要性を示唆している。例えば、雇用や社会政策を監視し、評価するための適切な指標や統計の作成、国際労働基準の批准や適用の促進、持続可能な企業とそれらの発展に適した環境創出の促進、国家レベルでの社会対話、地域的、国際的なレベルでのより大きな政策的な一致を通じた加盟国間の協調、労働の基本的な権利や原則の促進である。全体としては、いまだ不十分な部分もあるものの、大多数の加盟国は、ILO 宣言があらゆるレベルにおいてディーセントワークを主流に組み込むことについて大きく貢献したと報告している。

第 3 章（ILO の活動）は、反復討議を通じて加盟国の要求を理解しこれに応えるための方策、ILO のガバナンスの改善、ILO の仕事における統合的なアプローチの実施のために ILO によって採られる措置に焦点を当てる。ILO は、ILO 宣言採択後直ちに反復討議を導入した。最初の反復討議は、雇用、社会的保護、労働における基本原理と権利について 7

年サイクルの反復討議としてなされ、この間に2回の討議がなされることになっている。この反復討議は2017年に完了するものであり、その評価を受けて、その後の新たな反復討議のサイクルなどについて決定がなされることが予定されている。加盟国の回答の多くは、反復討議が、加盟国の要求への理解を助け、要求へのILOの対応を改善した点で、またいくつかの重要な方策が反復討議の結果を受けて採用されたことについて、反復討議の役割を好意的に評価している。他方で、それらの反復討議の価値をより高めるべきであることも指摘されている。そして、政策決定、監視機能を改善し、また全ての加盟国がより関与できるようにするための理事会改革について、加盟国はこの積極的な効果を強調するが、改革を実現するにあたっては、例えば総会の議題設定プロセスの改善など、いまだ多くの課題がある。労働総会の効率性、透明性、権限を拡大するために進行中の改革については、2015年の試験的な2週間の短縮会期から得た教訓などをもとにして継続されることになる。さらにILO事務局は、現在、より大きな効率性をもたらすために事業プロセスの再検討と合理化に取り組んでいる。またILO宣言ではILOの調査能力の強化が求められており、これに対応して一定の措置がとられたが、さらに統計能力の改善、ILOの公式文書や出版物の普及、ILOの専門的知識のさらなる強化などの課題がある。また、ILOの技術協力は重要であり、大部分のプロジェクトにおいて満足な実績を残しているが、技術協力計画は、4つの戦略目標を統合的に追求するように計画される必要があり、この課題については、ILOの新しい開発協力戦略（2015~2016）が目的とするところである。ディーセントワーク国別計画（DWCP）は、ILOが加盟国を支援するための重要な方法であるが、その内容について、明確さに欠け、十分な状況分析に基づく情報を欠いていることが多いことが課題である。

第4章（国際的、地域的機関の活動及びそれらとの協働）は、ILO宣言との関係で、関係国際機関と地域的機関、他の国際的主体の活動、それらとのILOの協働を取り扱う。世界中でのディーセントワークの重大な欠落に対応するために、広範囲の組織間での協働が必要であることの認識のもと、ディーセントワークを達成するためにより大きな政策における一致を求めて、ILO及びその加盟国は、経済的主体、非国家主体のみではなく、多国家システム内においても積極的にパートナーシップを構築し、それらを通じた活動を行ってきた。ただ課題としては、例えば国連地域委員会や、米州機構（OAS）、欧州連合（EU）、アフリカ連合（AU）のような地域的機関は、4つの戦略目標を追及するための活動を統合的に行っているのに対して、他の国際機関や地域的機関の活動は那场かぎりのものであることなどがある。

第5章（ILO宣言の可能性の最大限の実現）は、総会による宣言の効果の評価の際に考慮されるべき問題を概観し、将来における可能性のある活動の方向性を確認しながら、ILO宣言の全体的な効果に関しての所見を述べる。ILO宣言は、その採用以来、重要な効果を上げてきたと言える。その目的と原理は、加盟国や国際的機関、地域的機関の基準となり、ILOによるサービスの骨組みとして機能した。ディーセントワークが、持続可能な開発の

ための 2030 アジェンダの中心とされたことは、ILO 宣言の最も具体的な効果のひとつである。他方、加盟国は、ディーセントワーク促進のための様々な活動を行ってきたが、戦略目標を追求する上で、さらなる活動の指針を示し、その原理を実現するために、ILO 宣言の認知と理解をさらに促進することが必要である。また、戦略目標の達成状況を監視し、評価するための適切な指標と統計の作成が必要である。ILO 宣言は、ILO のガバナンスの改善も求めており、ILO は、反復討議をはじめとして、多くの制度的慣習を見直してきたが、さらなるプロセスの合理化などが必要である。また、ディーセントワークを国家レベルで具体的に実現するための政策の実施を支援するために、ILO、国連、他の国際的、地域的機関の間でのより深い協働が必要である。